

第 22 号の 3 様式記載要領

- 1 この申告書は、市町村内に事務所又は事業所を有する法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第 294 条第 7 項に規定する公益法人等で均等割のみ課されるものが市町村民税の均等割を申告する場合に使用すること。
- 2 この申告書は、4 月 30 日までに事務所又は事業所所在地の市町村長に 1 通を提出すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

第 22 号の 3 様式記載の手引

- 1 この申告書の用途等
 - (1) この申告書は、市町村内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人（法人税法第 2 条第 5 号の公共法人）及び公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人を含みます。）で法人税を課されないもの（法第 296 条の規定により非課税となるものを除きます。）が市町村民税の均等割を申告する場合に使用します。
 - (2) この申告書は、4 月 30 日までに事務所等所在地の市町村長に 1 通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4 「同左の月数①」	この月数は、歴により計算し、1月に満たないときは、1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	
4 「この申告によって納付すべき市町村民税の均等割額②」	指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の②の計算」の欄の合計額又は第 20 号様式別表 4 の 3 の「計」欄の金額を記載します。	
5 「指定都市に申告する場合の②の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。 (3) 区ごとに計算した均等割額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	

◎照会場所

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市役所

- ・申告については、市民税課 法人課税係へ
TEL 054-221-1039
- ・収納については、納税課 納税推進係へ
TEL 054-221-1034